

岐労発基 0626 第 1 号
20190606 中部第 17 号
商 政 第 1 1 4 号
令 和 元 年 6 月 2 6 日

要請団体 代表者 あて
(業界)

厚生労働省岐阜労働局長 印

経済産業省中部経済産業局長 印

岐阜県商工労働部長 印

外国人技能実習生の労働条件改善のための協力要請について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、岐阜県内には全国で 6 番目に多い 11,600 人の外国人技能実習生が技能実習を行っていますが、1 か月 100 時間を超える長時間残業や最低賃金を下回る賃金を支払うなど不適切な労務管理等が行われている事例が数多く発生しています。とりわけ、重大悪質な事案として、労働基準監督署が送検を行った事案の大部分を縫製業が占めています。

この要因として、外国製品との競争の激化等を背景とした縫製工賃単価の切下げ等の厳しい業界事情が技能実習生をはじめとする労働者の労働条件に与える影響が少なくないことも指摘されています。

このような状況下において、平成 29 年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」で、不正行為に対する罰則の強化等が図られるとともに、昨年 7 月の働き方改革関連法」の一つとして労働時間設定改善法の改正により、他の事業主と取引

を行う場合に著しく短納期設定や発注の頻繁な変更を行わないことなど、必要な配慮をするように努めることが規定されました。

また、平成30年6月には、繊維関係業界団体で構成する繊維産業技能実習事業協議会（経済産業省主宰）において、「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」が決定され、縫製業関係事業者には、サプライチェーン全体に対する法令遵守の徹底と、取引適正化の一層の推進について、早急かつ重点的な取組が求められています。

さらに下請中小企業の長時間労働、最低賃金等違反の背景に親事業場の下請たたきが疑われる場合の労働基準監督署から中小企業庁・公正取引委員会への通報制度も強化されたところです。

つきましては、貴団体傘下の会員各社が縫製の発注を行うに当たり、下記事項について格別の御理解・御配慮をいただくよう要請します。

記

- 1 縫製事業場で就労する外国人技能実習生の長時間労働等につながるおそれがある著しい短納期設定や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう努めること。
- 2 買ったとき、下請代金の減額、不当な給付内容の変更、やり直し等を行わないこと。

関係相談窓口

相談窓口	郵便番号	所在地	電話番号
請負代金等に関する相談（中小企業庁委託事業）			
「下請けかけこみ寺」	500-8505	岐阜市藪田南 5-14-53 OKBふれあい会館 10 階 （公益財団法人岐阜県産業経済 振興センター内）	0120-418-618
総合労働相談窓口（他に県下 7 労基署に相談コーナーを設置）			
岐阜労働局 総合労働相談コーナー	500-8723	岐阜市金竜町 5-13	058-245-8124